

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業競争力の強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に経営の公正性、透明性を確保するため経営チェック機能の充実を重要な経営課題としています。

株主、職員、顧客等のステークホルダーのいずれからも今以上に「信頼される企業」になることを目指し、スピード感のある経営を心がけるとともに、経営監視機能として監査役の監査の独立性を高め牽制機能の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
守谷商会従業員持株会	1,147,640	10.48
一般財団法人守谷奨学財団	961,000	8.78
守谷商会取引先持株会	702,000	6.41
株式会社八十二銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	546,000	4.99
山根 敏郎	396,200	3.62
守谷 晶子	384,600	3.51
守谷 堯夫	310,000	2.83
守谷 ソノ	252,000	2.30
八十二キャピタル株式会社	235,570	2.15
齋藤 嘉徳	208,660	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主に関する事項について特記すべき該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小出 貞之	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小出 貞之	○	社外取締役の小出貞之氏は2011年3月まで株式会社八十二銀行の代表取締役副頭取でした。当社は八十二銀行との間に預金、借入れ等の取引がありますが、取引の規模等から独立性に影響を与える虞はないと判断しています。	小出貞之氏は、長年に亘り八十二銀行株式会社の経営に携われ、そこから得られた豊富な経営経験と幅広い見識等を活かして、当社の経営の透明性、客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上等についてご尽力、ご指導いただくため社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社の一部株主と利益相反の生じる虞はなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間では、監査計画、監査報告書等の提出に合わせて開く定例会合のほか、必要に応じて非定例会合も開催し、情報の共有に努めるとともに相互の連携を高めています。また、社長直属の組織として監理室を設置し、計画的に内部監査を実施するとともに、監査役3名による監査及び会計監査人による会計監査とも連携し、内部監査体制の充実を図っています。監査役の監査については常勤監査役が中心となり、取締役会、経営会議には全て出席する他、各種委員会、会議にも積極的に参加し、その内容について監査役会に反映させることにより、取締役の職務遂行を十分に監視できる体制になっています。また、内部監査部門である監理室と監査役とは、情報の共有に努めるとともに、内部統制統括部門である管理部、経理部及び会計監査人とも連携を密にし、双方の監査が効率的且つ実効性が上がるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚田 佐	その他													○
鴫澤 裕	税理士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田 佐		――	長年に亘り議員活動と行政運営に携わられた経験から、組織運営、法律事務等に精通され、企業経営を統治する高い見識と十分な知識、経験を有していますので、社外監査役としての職務を適切に遂行していただける人材として選任しました。
鴫澤 裕		――	長年に亘る税理士業務を通して培われた豊富な知識と経験を有していますので、社外監査役としての職務を適切に遂行していただける人材として選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在取締役の報酬は、役位別報酬制度をベースとしていますが、事業年度における取締役の役割と責任を明確にするため取締役の任期を1年
にしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、取締役に支払った報酬、監査役に支払った報酬に区分し各々の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、その職務を補助する兼任の使用人を置き、社内取締役及び社内監査役と円滑な情報交換や緊密な連
携ができる体制にしています。

また、経営会議規程の定めにより常勤監査役が経営会議に出席し、質問し意見を述べるができる体制となっており、経営に関する重要事項
は、監査役会等の場を通じて社外監査役に情報伝達でき、詳細説明を必要とするケースについては、担当部署が監査役会等に出席して説明を行
うサポート体制となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、迅速かつ正確な意思決定による経営を遂行するため会社業務に精通した取締役に取締役会を少なくとも年6回開催し、経営の基本
方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定しており、実態に即したスピード感のある経営を心がけています。また、業務
執行取締役による経営会議を毎月1回以上開催し、重要な経営事項に関する協議を行うとともに、業務執行取締役と執行役員からなる執行役員
会議を毎月1回開催し、その時々々の経営課題や各部署が抱える問題点等について、多方面の情報を共有しつつ協議し業務を執行しています。
現在当社は、社外取締役1名(独立役員)、社外監査役2名を選任しています。社外取締役、社外監査役はいずれも当社と人的関係、資金的関
係、その他の利害関係を有していない独立性の高い役員です。

監査役会においては常勤監査役が経営会議並びに会社の重要な会議に出席した内容をもとに協議すると共に、必要に応じて業務執行取締役と
意見交換を行うこと、担当部署より報告、説明を受けることなどにより、経営への牽制機能の強化に努めています。

第三者の関与といたしましては、顧問弁護士と顧問契約を結び、必要に応じて助言、指導を受け、業務執行に役立てています。また、会計監査人
とは、監査契約に基づき監査を受けています。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名等は次の通りです。

指定有限責任社員 業務執行社員 下條修司、小松聡(有限責任監査法人トーマツ)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在当社は、社外取締役1名(独立役員)、社外監査役2名を選任しています。社外取締役については、取締役会の活性化と経営監督機能の強
化を期待するものです。社外監査役については、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を監査監督する役割を担う取締役会に対し、監
査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的かつ
中立の経営監視機能が重要と考えており、利害関係のない社外取締役、社外監査役が取締役会に出席して意見を述べ論議に加わることにより、
外部からの経営監視機能が十分に発揮されると認識し現状の体制としています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	対話の重視、開催の仕方の工夫等により「開かれた株主総会」に向けた取り組みを順次実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書の掲載を行っています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 管理部 IR担当役員: 取締役 常務執行役員 管理部担当 渡辺 正樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001を取得しており、その環境方針に基づき積極的な環境保全運動を実施しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスの向上を目的として当社グループは全面的に内部統制システムの整備を図り、コンプライアンス体制、リスク管理体制を始めとし、適正な業務を確保するため省令で定められた各種の体制を整備し、その充実を図ってまいります。

2. 整備状況

(1)コンプライアンス体制の整備状況

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためコンプライアンス・ポリシーを定め、それをグループ全職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンスマニュアルの作成、弁護士等の専門家を交えた研修の実施、「コンプライアンス遵守誓約書」の継続的徴収、内部通報制度の充実等の諸施策の実施により、体制を確保してまいります。

(2)リスク管理体制の整備状況

発注案件(施主)、請負契約の特殊条件及び工事の施工から発生する損失リスク、売掛債権、投資等のリスクに対応するため「発注案件(施主)・請負契約・施工リスク対策規程」、「受注審査規程」等を整備し、リスク防止対策の基本事項を定めると共に、関係部署が適時・的確に顧問弁護士等から助言・指導を受けられる体制にしています。また、営業案件と信審査制度、中間施工会議制度等を整備して、リスク管理部門の法務コンプライアンス室が社長室、管理部と連携して関係部署をサポートすることによりリスクを未然に防止し、事故発生時においても影響を最低限に止める体制を構築しています。

安全活動、品質活動、環境活動は品質技術本部内の安全環境管理室、品質管理部が中心となり未然防止の見地から日々の活動を強化いたします。

内部管理体制の強化につきましては、業務全般に亘る牽制組織の整備、規程類の整備を図っています。当社は、「組織管理規程」、「業務管理規程」を始めとした各種規程類により職務分掌、職務権限、決裁事項、決裁権限の範囲を明らかにし、責任体制を明確にしています。

全社的な統括部門の社長室、法務コンプライアンス室、管理部及び経理部が内部規程に基づき社内業務全般の管理・統制を行い、現業部門(各事業本部・本店・支店)及びグループ会社に対して内部統制が適切かつ合理的に機能するよう運営しています。業務遂行におけるこれらの規程等の遵守状況は、業務・会計監査を分掌する監理室が確認しています。

また、事故、災害等が発生した場合に備えて「災害時の事業継続計画」を策定し、国土交通省の「災害時の基礎的事業継続力」の認定を受け、これらが発生した場合は緊急連絡体制図に基づき初動対応を機敏・的確に行うとともに、必要に応じて危機対策本部等を設置して事業継続及び災害復旧に対応する体制が構築されています。

(3)情報管理体制の整備状況

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他の業務の執行状況を示す主要な文書は保存するものとし、別途定める社内規程に従い管理されています。

(4)職務の執行が効率的に行われるための体制の整備状況

年度ごとの経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、業績への責任が明確化される組織体制を構築し、役職員ごとの業務目標を明確にしています。

また、職務権限規程、稟議規程を定め意思決定プロセスを明確にすることにより意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については経営会議・取締役会等において慎重な意思決定を行っています。

(5)内部監査及び監査役監査、会計監査の整備状況

当社は、社長直轄の組織として監理室を設置し、内部監査を実施しています。室員の内1名は、工事現場の業務全般に精通している技術職員を配置しており、計画的で実効性のある内部監査体制を整備するとともに、監査役3名による監査及び会計監査人による会計監査と連携することにより、内部監査体制の整備を図っています。また、品質に関する「ISO9001」、環境に関する「ISO14001」の認証取得による社外機関の定期監査に加え、内部品質監査、内部環境監査も定期的に実施しています。

監査役の監査については、常勤監査役が中心となり取締役会、経営会議に出席するほか、各種委員会、会議にも積極的に参加し、その内容について監査役会に反映させることにより、取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっています。

内部監査部門である監理室と監査役とは、情報の共有に努めるとともに、内部統制統括部門である管理部、経理部及び会計監査人とも連携を高め、双方の監査が効率的且つ実効性が上がるよう努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、「コンプライアンスマニュアル」により市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引等を禁止し、一切の関係を遮断することを基本方針としています。

2. 整備状況

(1)対応部署において反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部署に対して対応方法等を指導・支援しています。

(2)反社会的勢力に対する基本方針・対応方法を「コンプライアンスマニュアル」に記載し、業務運営の中で全役職員に周知・徹底するとともに、工事下請負基本契約書、注文書・注文請書にも明文化し取引先に対しても周知・徹底しています。

(3)各部署からの情報の報告体制を構築し、外部の専門機関と連携して随時助言等を受けられる体制を整備しています。

(4)反社会的勢力への対応を社内研修等を通じて周知しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制の整備・充実のため諸施策を実施しています。

【 参考資料：模式図 】

